

山野学苑役員等の報酬等の支給基準に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人山野学苑（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 非常勤の評議員とは、評議員のうち、この法人の教職員でない者をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
 - (2) 非常勤の役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には別表3のとおり費用を弁償する。
- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員のうち、この法人の教職員で「山野学苑教職員給与規定」「山野美容芸術短期大学教職員給与規程」（以下「給与規程」という。）に基づき報酬等の支給を受けている者に対しては、前項第1項に定める報酬、通勤手当、賞与及び退職慰労金は支給しない。

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 山野学苑退職金規程を準用

（報酬等の日割り計算）

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 報酬の支給日及び計算期間は、一般の教職員と同日とする。
- 3 役員が月の途中で就任、退任、又は解任する場合の報酬額については、日割

り計算をせず、1か月分を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50円以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年4月1日制定の「山野学苑役員等報酬規程」は廃止する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
学苑長	1,100,000 円

別表第2 (常勤の役員の賞与)

6月の賞与	報酬月額 × 2
12月の賞与	報酬月額 × 2

別表第3 (非常勤の役員・評議員の費用)

理事・監事	理事会への出席	20,000円 (回/税抜)
非常勤の評議員	評議員会への出席	20,000円 (回/税抜)